

帝塚山大学大学院学則

〔制 定 平成3年4月1日〕
〔最近改正 令和5年4月1日〕

目 次

第1章	総 則	第1条～第5条
第2章	学年，学期及び休業日	第6条
第3章	教育方法等	第7条～第10条の2
第4章	課程の修了及び学位の授与	第11条～第16条の2
第5章	入学，留学，休学及び退学等	第17条～第25条
第6章	学費その他	第26条
第7章	科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生， 研修生，交換留学生及び外国人留学生	第27条
第8章	教 員 組 織	第28条
第9章	運 営 組 織	第29条～第33条
第10章	教育職員免許状	第34条
第11章	学生の賞罰	第35条
第12章	学 則 改 廃	第36条
附 則		